

技術者の適正な配置について

○建設業法では、工事現場に監理技術者等を、各営業所ごとに専任技術者を置かなければならないと規定しています。

主任技術者又は監理技術者
(以下、監理技術者等という)

→ 請負った建設工事を施工するときに、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる技術者
主任技術者：元請・下請、請負金額にかかわらず、全て配置
監理技術者：元請で合計 3,000 万円（建築一式は ~~4,500~~ ^{4,000} 万円）以上 ^{6,000} の下請契約を締結した場合に配置

営業所ごとに置く専任技術者

→ 建設工事に関する請負契約の適正な締結と履行を確保するため、営業所に常勤して専らその職務に従事する技術者

○「公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの」^{*1}におく監理技術者等や、営業所の専任技術者については、下記のとおり専任を要することとされています。

<専任が必要な技術者>

<p>専任を要する監理技術者等</p> <p>「公共性のある工作物に関する重要な工事」^{*1}の監理技術者等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">元請・下請とも</p> <p><u>注意！ 請負代金の額が ^{3,500} 2,500 万円（建築一式は ^{4,000} 5,000 万円）以上であればいわゆる民間工事も含まれ、個人住宅を除くほとんどの工事が該当</u></p>	<p>【元請】 契約工期中は、他の工事現場の監理技術者等と兼務できない。ただし、発注者と建設業者の間で書面により下記の期間が明らかになっている場合は、当該期間は専任を必要としません。（専任を要しないだけであって、監理技術者等を設置しなくてもよいわけではありません。したがって、下記の期間中であっても、当該監理技術者等は他の専任を要する期間中の工事の監理技術者等と兼務することはできません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現場施工に着手するまでの期間 ②工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間 ③自然災害の発生等により工事を全面的に一時中止している期間 ④工場製作のみが行われている期間 <p>【下請】 下請工事が実際に施工されている期間は、他の工事現場の監理技術者等と兼務できない。</p> <p>なお、例外的に2以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合 ^{*2}があります。</p>
--	--

⇕ 兼務できない

<p>営業所ごとに置く専任技術者</p>	<p>原則、現場の監理技術者等と兼務できない。</p> <p>特例として次の基準の全てを満たす場合は、現場の監理技術者等と兼務できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>専任を要しない現場の監理技術者等</u>となる場合 ② 当該営業所で請負契約が締結された建設工事であること。 ③ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
-----------------------------	--

○また、建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

<監理技術者等の雇用関係>

直接的な雇用関係

+

恒常的な雇用関係

在籍出向者、派遣社員等は不可。

1つの工事の期間のみの短期雇用は不可。
特に公共工事の元請で専任が必要な場合は、入札の申し込みの日、入札執行日又は見積書提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要。

※1 下記の該当する建設工事で、工事1件の請負代金の額が ^{3,500} ~~2,500~~ 万円（建築一式工事は ^{7,000} ~~5,000~~ 万円）以上のもの

- ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
- ②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
- ③電気事業用施設又はガス事業用施設に関する工事
- ④学校、児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、ホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舍、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と蓄場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法に規定する事業用施設又は電気通信事業法に規定する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事
（個人住宅を除くほとんどの工事が含まれます。）

※2 公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を発注者の同意を得て管理する事ができる。（専任の監理技術者の場合は不可）

このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を発注者の同意を得て管理することができる。（この場合、特定建設業の許可や監理技術者等の専任の基準となる請負代金の額はこれら複数の工事の合計となることに注意を要する。）